

2. 出願資格

1) 出願資格（博士課程前期課程）

以下のいずれかの要件を満たす者。

1. 大学を卒業した者、および **2024 年 3 月末**までに卒業見込みの者。（学校教育法第 102 条）（注 1）
2. 独立行政法人大学改革支援・学位授与機構により学士の学位を授与された者、および **2024 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 1 号）
3. 外国において、学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2024 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 2 号）
4. 外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了した者、および **2024 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 3 号）
5. 日本国内において、外国の大学の課程（その修了者が当該外国の学校教育における 16 年の課程を修了したとされるものに限る。）を有するものとして当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって、文部科学大臣が別に指定するものの当該課程を修了した者、および **2024 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号）
6. 外国の大学その他の外国の学校（その教育研究活動等の総合的な状況について、当該外国の政府または関係機関の認証を受けた者による評価を受けたものまたはこれに準ずるものとして文部科学大臣が別に指定するものに限る。）において、修業年限が 3 年以上である課程を修了すること（当該外国の学校が行う通信教育における授業科目を日本国内において履修することにより当該課程を修了することおよび当該外国の学校教育制度において位置付けられた教育施設であって前号の指定を受けたものにおいて課程を修了することを含む。）により、学士の学位に相当する学位を授与された者、および **2024 年 3 月末**までに授与される見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 4 号の 2）
7. 専修学校の専門課程（修業年限が 4 年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る。）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者、および **2024 年 3 月末**までに修了見込みの者。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 5 号）
8. 旧制学校等を修了した者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 1 号～第 4 号）
9. 防衛大学校、海上保安大学校、気象大学校など、各省大学校を修了した者、および **2024 年 3 月末**までに修了見込みの者。（昭和 28 年文部省告示第 5 号第 5 号～第 12 号）
10. 本大学院において、大学を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で、**2024 年 3 月 31 日**までに満 22 歳に達するもの。（学校教育法施行規則第 155 条第 1 項第 8 号）

（注 1）出願資格の 1. に定める「大学」とは、学校教育法に基づく日本の大学のことである。

<<注意>>

出願資格「第 1 項～第 7 項および第 9 項」において「見込み」で受験して合格し、出願資格に必要な要件を **2024 年 3 月末**までに満たせない場合は、入学が許可されないこととなりますので、注意してください。

【出願資格に関する注意事項】

- (1) 出願資格「第10項」によって出願しようとする者は、出願に先立って出願資格審査を受けてください。審査の手順等については、**2023年6月30日(金)**までに学部事務1課文学研究科入試担当へ問い合わせてください。必要な申請書類についてご説明します。
- (2) 「社会人入学試験」または「外国人入学試験」を受験しようとする者は、出願に先立ち受験資格審査(下の5)参照)を受けてください。

2) 一般入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件(4頁参照)を満たす者。

3) 社会人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件(4頁参照)を満たし、かつ、次のいずれかの条件を満たす者。

- (1) 教育・福祉・宗教・国際協力・ボランティア・芸術文化、その他何らかの社会的実践活動を、出願時までに2年以上経験しており、**2024年4月1日**に満24歳以上の者。
- (2) 学校・官公庁・団体・企業などで、出願時までに2年間以上の就業経験があり、**2024年4月1日**に満24歳以上の者。

4) 外国人入学試験受験資格

博士課程前期課程の出願資格要件(4頁参照)を満たし、かつ、次の2つの条件を満たす者。

- (1) 日本国籍を有しない者。
- (2) 外国の大学を卒業した者、および、**2024年3月末日**までに卒業見込みの者(日本の大学もあわせて卒業した者、および、**2024年3月末日**までに卒業見込みの者も含む)。

5) 受験資格審査(社会人・外国人区分のみ)

下記の書類を所定の提出期間内に提出してください。

「社会人入学試験」

	書類	内容
1	成績・単位証明書※	出身大学が発行したもの。本学卒業(見込み)者は不要。
2	卒業(見込)証明書※	出身大学が発行したもの。本学卒業(見込み)者は不要。
3	履歴書	本研究科大学院入試のWebサイト https://guidelines.rikkyo.ac.jp/daigakuin2024/arts/ から所定の用紙をダウンロードし、注意事項に従って作成したもの。
4	返信用封筒	市販の長形3号封筒(120×235mm)に、受験資格審査回答書の送付先住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。

「外国人入学試験」

	書 類	内 容
1	成績・単位証明書	出身大学が発行したもの。
2	卒業（見込）証明書	出身大学が発行したもの。
3	履歴書	本研究科大学院入試の Web サイト https://guidelines.rikkyo.ac.jp/daigakuin2024/arts/ から所定の用紙をダウンロードし、注意事項に従って作成したもの。
4	住民票の写し（国籍の記載されたもの）等	国籍の確認等に使用。住民票の写しを提出する場合は、必ず国籍の記載された、マイナンバーの無いものを提出のこと。 パスポートの当該欄のコピーでも可。
5	連絡先メモ	連絡先を明記したもの。市販の便箋などを使用のこと。
6	返信用封筒	市販の長形 3 号封筒（120×235mm）に、受験資格審査回答書の送付先の住所・氏名を明記したもの。返信用切手は不要。
7 ^注	成績・単位証明書 （日本の大学・大学院）	日本の大学・大学院もあわせて卒業した者および 2024 年 3 月末日までに卒業見込みの者は、その大学・大学院が発行したもの。 （日本の大学・大学院に研究生・聴講生・短期留学等で在籍した場合にも提出すること）
8 ^注	卒業（見込）証明書 （日本の大学・大学院）	日本の大学・大学院もあわせて卒業した者および 2024 年 3 月末日までに卒業見込みの者は、その大学・大学院が発行したもの。

注) 上記資格審査書類「7」および「8」については、該当者のみ提出すること。

※ 証明書は、必ず原本を提出してください（コピーは不可）。

原本が提出できない場合は、原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、出身大学により証明（certified true copy）を受けたものを提出してください。

例えば、卒業証明書および学士の学位取得証明書が発行されない場合は、卒業証書（Diploma の原本）および学位証書原本をコピーし、原本から正しく複製されたものであることを、出身大学により証明（certified true copy）を受けたものを提出してください。または、必ず事前に連絡の上で、卒業証書（Diploma の原本）および学位証書原本を受験資格審査受付期間内に学部事務 1 課に持参ください。原本は、確認後、返却します。

※ 各種証明書は、原則として日本語または英語に限ります。それらの言語による証明書の提出ができない場合には、証明書原本に日本語または英語による全訳をつけてください。

※ 成績・単位証明書は、全在学期間の成績が記載されたものを提出してください。編入学している場合は、編入学前の成績・単位証明書も提出してください。

※ 証明書記載の氏名が、現在の氏名と異なる場合は、氏名変更を証明する公的な書類（戸籍抄本等）1 通を添付してください。提出された書類は同一人物であることの確認以外の用途では使用しません。なお、入学後に「旧姓使用」「通称使用」「別名併記制度に基づく氏名使用」を希望する者は、届け出により許可されます。詳細は合格者に対して送付する書類を参照してください。

提出方法（郵送に限ります）

提出期間	2023年7月5日（水）～7月12日（水）
------	-----------------------

1. 日本国内から提出する場合は、締切日の郵便局消印有効。
日本国外から提出する場合は、締切日必着。
2. 所定の各書類を、市販の封筒を用いて簡易書留・速達で下記宛に郵送してください。封筒には、「受験資格審査書類在中」と赤字で明記してください。

〒171-8501 東京都豊島区西池袋 3-34-1
立教大学 学部事務1課 文学研究科入試担当 宛

【受験資格審査結果の回答とその後の手続】

- (1) 審査結果については、2023年7月31日（月）に返信用封筒を用いて発送する受験資格審査回答書でお知らせします。
- (2) 受験資格があると判定された場合は、所定の出願期間内（2023年8月17日（木）～8月22日（火））に、所定の出願手続（Web 出願システム入力・選考料納入、および出願書類提出）を行ってください（詳しくは「出願手続」8頁参照）。
その際、出願書類のうち受験資格審査時に提出した書類（「成績・単位証明書」「卒業（見込）証明書」）を再び提出する必要はありません。
- (3) 日本国外に居住し、日本における在留資格を有しない外国籍の者は、受験資格審査回答書を用いて速やかに査証取得を行ってください。